

## ◎佐賀県条例第32号

### 佐賀県唐津地区高等学校等寄宿舎設置条例 (設置)

**第1条** 県内の高等学校等に在学する唐津市内の離島出身者、スポーツで活躍する県外からの生徒等の通学等に係る負担を軽減し、学業、部活動等に十分に取り組むことができるような環境を整備し、もって県内進学の促進に寄与するため、佐賀県唐津地区高等学校等寄宿舎（以下「寄宿舎」という。）を設置する。

#### (位置)

**第2条** 寄宿舎は、唐津市に置く。

#### (入舎資格)

**第3条** 寄宿舎に入舎する資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内に所在する高等学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の高等学校をいう。）又は専修学校の高等課程（同法第125条第1項の高等課程をいう。）に在学し、又はこれらに入学する者
  - (2) 唐津市内に所在する離島に住所を有し、かつ、佐賀県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が通学困難と認める事情を有する者
  - (3) 秩序ある共同生活ができると認められる者
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する入舎資格により新たに入舎する者の数をもってしてもなお寄宿舎の定員に満たないときは、同項第1号及び第3号に掲げる者でスポーツでの活躍が特に期待されるもの又は通学支援が特に必要と認められるものを、寄宿舎に入舎する資格を有する者とする。

#### (入舎の許可)

**第4条** 寄宿舎に入舎しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可には、寄宿舎の秩序の維持のために必要な条件を付することができる。

#### (許可の取消し)

**第5条** 教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者（以下「舍生」という。）のうち第3条第1項に規定する入舎資格を有するものがその資格を欠くに至ったと認めるときは、前条第1項の許可を取り消すものとする。

- 2 教育委員会は、舍生のうち第3条第2項に規定する入舎資格を有するものがその資格を欠くに至ったと認めるとき又は舍生が前条第2項の規定により付された条件に違反したと認めるときは、前条第1項の許可を取り消すことができる。
- 3 舍生は、前2項の規定により許可を取り消されたときは、直ちに寄宿舎から退舎しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

#### (使用料)

**第6条** 舎生は、1月につき11,000円の使用料を納付しなければならない。

2 舎生が新たに寄宿舎に入舎し、又は寄宿舎から退舎する場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割計算による。

(使用料の納付)

**第7条** 使用料は、毎月末日（月の途中で寄宿舎から退舎する場合は、退舎する日）までに納付しなければならない。ただし、知事が期限を別に指定する場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

**第8条** 知事は、天災その他やむを得ない事由により寄宿舎を使用することができないと認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

**第9条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(舎生の費用負担)

**第10条** 舎生は、電気、水道、下水道等の費用を負担しなければならない。

(補則)

**第11条** この条例に定めるもののほか、寄宿舎の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第1項の規定による寄宿舎への入舎の許可並びに第5条第1項及び第2項の規定による寄宿舎への入舎の許可の取消し並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。